

2017年8月30日  
日本郵便株式会社

## 変額年金保険新商品の販売開始

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 横山 邦男）は、2017年10月2日（月）から、新たに変額年金保険1商品の取扱いを開始しますので、お知らせします。

今後とも、お客さまの多様化するニーズにお応えできるよう、サービスの向上に努めてまいります。

1 新たに取扱いを開始する商品

商品名	保険会社
外貨建変額年金保険 「あすへの贈り物」	日本生命保険相互会社

2 取扱い開始日時

2017年10月2日（月）午前9時00分～

3 その他

変額年金保険のリスク・費用等については、日本郵便株式会社Webサイト内「変額年金保険のリスク・費用」のページをご覧ください。

(URL : <http://www.post.japanpost.jp/insurance/variablepension/index02.html>)

以上

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

0120-2328-86（フリーコール）

携帯電話から 0570-046-666（有料）

〔受付時間 平日 8:00～22:00

土・日・休日 9:00～22:00〕

## ■ 「あすへの贈り物」の主な特徴

### (1) 基本保険金額（一時払保険料）を「定率部分」と「運用実績連動部分」の2つに分けて運用する 外貨建の変額年金保険

- ・一時払保険料を定率部分と運用実績連動部分に分けて運用し、据置期間満了日におけるそれぞれの積立金額の合計額が年金原資となります。
- ・年金原資は、定率部分によって基本保険金額（一時払保険料）と同額が指定通貨建で最低保証されます。さらに、運用実績連動部分で上乗せの成果が期待できます。
- ・運用実績連動部分では、運用手法の異なる2つのポートフォリオを、株式市場のトレンドに応じて機動的に切り替えて運用します。

### (2) 運用成果を円建で自動確保

- ・あらかじめ目標値を指定しておけば、契約日から1年を経過した日以後、年金開始日の1か月前の前日まで日本生命が目標金額の到達状況を毎営業日判定します。
- ・解約払戻金の円換算額が目標金額に到達したとき、自動的に定額円建年金保険に変更します。
- ・据置期間中に目標金額に到達しなかった場合でも、繰り延べをすることで、新たに判定期間を設けることができます。

### (3) 万一のときの死亡保障

- ・年金開始日前に被保険者が亡くなられた場合、あらかじめ指定いただいた死亡保険金受取人に死亡保険金をお受け取りいただけます。
- ・死亡保険金額は基本保険金額（一時払保険料）が指定通貨建で最低保証されています。
- ・円建死亡保険金特約を付加することで、基本保険金額（一時払保険料）の円換算額を死亡保険金として最低保証することができます。

## ■保障内容・主な取扱条件

取扱通貨		米ドル	豪ドル		
基本保険金額 (一時払保険料)	最低	100万円(10万円単位)			
	最高	7億円(円換算額) ※円換算額については、契約日が属する年度における日本生命所定の為替レートを用いて計算			
据置期間		10年・20年			
ご契約時の年齢範囲 (契約日の満年齢)	据置期間	被保険者	年金受取人		
	10年	75歳以下 (円建死亡保険金特約を付加する場合、70歳以下)	75歳以下		
	20年	70歳以下 (円建死亡保険金特約を付加する場合、60歳以下)	70歳以下		
保険料払込方法		一時払(日本生命指定の金融機関口座へのお振り込み)			
死亡保険金		被保険者が亡くなられた日における基本保険金額・積立金額・解約払戻金額のいずれか大きい金額 ※基本保険金額(一時払保険料)を指定通貨で最低保証 ※円建死亡保険金特約を付加した場合、基本保険金額(一時払保険料)を円建で最低保証			
クーリング・オフ		クーリング・オフ制度(お申し込みの撤回・契約の解除)の対象			
付加可能特約					
円入金特約	一時払保険料を円で払い込むことができます。				
	年金、死亡保険金、解約払戻金等を円で受け取ることができます。				
	基本保険金額(一時払保険料)の円換算額を死亡保険金として最低保証することができます。				
	第1回年金支払基準日の変更に関する特約				
年金開始のお手続時に、第1回年金支払基準日を最長5年間、繰り延べることができます。					

※金利水準等によって新規募集を停止することがあります。

(通貨、据置期間及び円建死亡保険金特約の付加有無によって、停止条件が異なります。)

## ■ご契約の際の留意事項

- 解約払戻金額は、一時払保険料を下回ることがあります。
- 当資料は商品・制度・サービスの概要を説明したものであります。
- ご検討に当たっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」と「提案書」を併せてご覧ください。
- 募集代理店及び募集代理店の担当者は、保険契約締結の代理権を有さないため、お申し込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。したがって、ご契約はお客様からのお申し込みを日本生命が承諾したときに成立します。